

令和 7 年 度

教 育 委 員 会 定 例 会 （ 4 月 ） 議 事 録

四 條 畷 市 教 育 委 員 会

1 開催日時・場所

令和7年4月30日（水）10時00分から10時33分まで

四條畷市役所 東別館2階 201会議室

2 出席委員

教 育 長	木村 実
教育長職務代理者	山本 博資
委 員	佃 千春
委 員	尾崎 靖二

3 事務局出席者

学 校 教 育 部 長	阪本 武郎	社 会 教 育 部 長	西尾 佳岐
教 育 総 務 課 長	古市 靖之	社会教育部次長兼スポーツ・青少年課長	神本 かおり
教 育 総 務 課 長 主 任	花田 僚助	社会教育部副参事兼文化・公民館振興課長	賀藤 久道
学 校 教 育 課 長	胡 健太	兼 公 民 館 長	
教育支援センター長兼		文 化 財 課 長	西岡 充
学校教育課指導担当課長	金子 摂	文化財課長代理兼主任	實盛 良彦
学校給食センター所長	谷口 直人	図 書 館 長	田中 学
		社会教育部上席主幹兼	
		図 書 館 主 任	太田 由美子

4 議事録作成者 教 育 総 務 課 古市 靖之

5 付議案件

議案 第12号	請願書について
報告 第4号	学校運営協議会委員の任命について
報告 第5号	四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について
報告 第6号	四條畷市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について
報告 第7号	市立四條畷小学校の敷地変更の決定について

木村教育長	只今から4月の教育委員会定例会を開催します。会議の成立状況について、事務局から説明をお願いします。
古市教育総務課長	本日の教育委員会定例会は、所用により佐々木委員は欠席とご連絡を受けており、教育長並びに教育委員3名のご出席をいただいています。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、過半数が出席していることから、本日の会議が成立していることを報告いたします。
木村教育長	それでは、四條畷市教育委員会会議規則第5条第2号の規定に基づき議事録署名者の指名をおこないます。 本日の議事録署名者は、山本教育長職務代理者をお願いいたします。 それでは議事に入ります。議案第12号 請願書についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
古市教育総務課長	議案第12号 請願書について、令和7年4月16日付け、新日本婦人の会四條畷支部の岡本尚子氏より提出がありました、「大阪・関西万博の万博遠足について見直しを求めます」という請願書について、教育委員会会議規則第13条第3項に基づき、採択又は不採択を求めるものであります。 主訴といたしましては、大きく2点ございます。 1点めとして、「大阪・関西万博を校外学習の行き先としている学校や、学校行事で子どもたちを行かせることを決めている学校に、児童、生徒の安全確保最優先の観点から見直しを求めてください」 2点めとして、「安全性等への不安から万博遠足を欠席したり、万博会場へ行かなかつたりする生徒が出た場合、その生徒の学校生活、進学時の調査書等で不利益が生じないようにしてください」という内容です。ご審議のほどお願い申し上げます。なお、請願書の内容は机上配布のとおりです。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理者	すでに本市では万博遠足として行っている学校が何校かあるかと思いますが、その状況について分かっている範囲で教えてください。
胡学校教育課長	先週に四條畷中学校が大阪・関西万博に行かれております。当日の欠席者は11名おられて、その中で不安による欠席者は0名でした。子どもたちの感想や様子ですが、知らない人と話ができて楽しかった、大屋根リングが高くて広くてすごかった、あるいはニュースやネットでは悪い噂ばかりだったけれど行ってみたら日本の凄さあるいは海外の国々の知らない情報を知れてよかったです、パビリオンの中では現地の人と触れ合えてよかったです、という感想がありました。引率に行かれた先生の感想は、一度も万博へ行く機

(胡学校教育課長)	会のない生徒のためにはすごく貴重な体験となったのではないかとパビリオンはたくさん回れないですが、建物を見るだけでも値打ちがあったなど、それぞれに生徒は楽しんでいたようです。現地での行動計画ですが、5、6人のグループで行動し、集合時間と場所をしっかりと決めておいて、ずっとグループ行動を行っておりました。先生たちはあらかじめ決められたポイントに立ち子どもたちを見守っていたそうです。
佃委員	万博の中はとても混んでいると聞いておりまして、1つぐらいしかパビリオンを見られなかったのではないかとという声もありますが、この学校の場合はどうだったのでしょうか。
胡学校教育課長	やはりグループによって行く場所によっては並ばなくてはならず1つしか回れなかったところもありますし、2つ回れたところもあるそうですが、グループの中で会場を自由に回って建物を見るだけでも楽しめたそうです。
山本教育長職務代理者	万博の遠足に限らず、学校行事として行う場合にはもちろん最優先で安全確保ということを考え、各学校は教育活動を行っていると思います。我々としましては関西万博だけに特化して安全確保ということではなくて、すべて校外学習について安全確保を行っていますのでこの請願については不採択でよいと思います。また、2番めの欠席した児童生徒についても、これは今回の万博遠足に限らずいろんな教育活動の中で欠席する、何かの事情で参加できない子どもたちについて、欠席不参加したからその児童生徒が不利益を被るような教育活動は本市は一切していないと考えていますので、このところもわざわざ請願で採択する内容ではないかなと考えていますので、不採択でよいと思います。
佃委員	私もご意見申し上げますが、実際に先日私も会場の方に行ってまいりましたが、やはり最先端の技術で創り上げたデジタル映像、音響や生徒さんも仰ってるように木造建築の大屋根リングを実際の目で見ると本当に感動するところも多々ありますし、何よりも多国籍の方々との触れ合いなど、万博でしか味わえない感動やそれからいろいろ今後の児童のことも考えますと、行くことの意義の方が勝る点は多々あると思います。もちろん学校の方も万全の体制の危機管理と、それから会場の方もスタッフの方々の配慮も多々見られましたので、私は各校の校長先生方のご判断を支持したいと思っております。
尾崎委員	教育委員会事務局から、前回の教育委員会議の後で大阪・関西万博の下見といいますか、テストランに参加した学校からの報告や市教委の指導主事が実際に行かれ、その下見の状況と感じられたことなどを確認いたしました。特に、避難経路等については、たくさんのスタッフや警備員がおられて、そ

(尾崎委員)	の時の何か不都合が起こったような時には万全の体制がとれているのではないかというご判断もお聞きをしております。今、四條畷中学校の生徒さんのお声もお聞きしましたし、マスコミ報道での子どもたちを直接インタビューしたものなどお聞きしましても、非常に子どもたちが高揚して良いものを見たというのは刺激を受けていると感じました。 私自身も大学1年生の時に1970年の万博に入れたのはフィリピン館だけでしたが、その思いというのは非常に強烈に残っております。こういう若い人たちが世界の最先端のものに感じるのは非常に良い機会であろうと思います。同時に心配なさっているようなことについても、学校としては万全を期しているという感じを持ちました。また、これは漏れ聞いたところですが、四條畷市内の小学校のある校長先生は個人で複数回万博会場に行かれその様子を確認されていることを聞きましたので、先ほど職務代理が仰ったようにこの2点については、学校は非常に心を砕いて子どもたちの安全安心ということについては頑張っておられるということをお聞きしましたので、学校を信頼するという意味で不採択でよいかと私も思います。
木村教育長	大阪府都市教育長協議会においても、児童生徒がやはり安心安全ということにつきましては、4月22日付けで緊急要望書を提出させていただいております。それを受けまして、やはり対策をしっかりとられているということ、またそもそも教育課程の編成権は学校であるということから委員方々からのお話を伺いますと請願書の中で2点挙げていただいておりますが、指摘されるまでもなく学校は安全確保を最優先して取り組んでいるということ、また2点めの不利益など生じないということで学校としては取組は絶対ありえないという観点から、この要望書につきましては不採択とするということに異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声)
木村教育長	異議がないようですので、議案第12号については、不採択とすることに決しました。 それでは、次に移ります。報告第4号 学校運営協議会委員の任命についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
胡学校教育課長	報告第4号 学校運営協議会委員の任命について、令和7年3月31日をもって各中学校区における学校運営協議会委員の任期が終了したことに伴い、四條畷市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第4条の規定に基づき委員を任命しましたのでご報告いたします。詳細は別紙の委員名簿のとおりで任期は令和7年4月1日から令和8年3月31日まででございます。なお、四條畷中学校区については、現在1名決まっております。決ま

(胡学校教育課長)	り次第、教育委員会定例会にて報告いたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。
山本教育長職務代理者	四條畷中学校区の未定の1名について、保護者の方が入られる予定ということで、学校側としては多分保護者1名が変える必要性というのを感じておられると思いますが、本来ですと年度初めの4月1日に決まっているというのは望ましいと考えていますが、大体いつごろに確定されるということは学校側から聞いておられますでしょうか。
胡学校教育課長	現在はまだ聞いておりません。検討しているとのことですよ。
木村教育長	それでは、次に移ります。報告第5号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
金子教育支援センター長兼学校教育課指導担当	報告第5号 四條畷市いじめ問題対策委員会委員の委嘱について、ご報告いたします。四條畷市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8号第2項の規定に基づき、対策委員会は、(1) 学識経験を有する者、(2) 臨床心理士、(3) 弁護士、(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者の委員5人以内を持って組織します。令和7年3月31日をもって委員の任期が満期となることから各職能団体からご推薦いただき令和7年4月1日付で委員を委嘱するものでございます。 別紙をご確認ください。(1) 学識経験を有する者として大橋忠司氏、(2) 臨床心理士として毎野寿美子氏、(3) 弁護士として山口崇氏、(4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者として社会福祉士高井裕二氏、以上4名を令和7年4月1日付四條畷市いじめ問題対策委員会委員として委嘱したことをご報告いたします。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」 の声)
木村教育長	それでは、次に移ります。報告第6号 四條畷市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明をお願いします。
西岡文化財課長	報告第6号 四條畷市文化財保存活用地域計画協議会委員の委嘱について、四條畷市文化財保存活用地域計画協議会条例の制定に伴い、四條畷市文

(西岡文化財課長)	化財保存活用地域計画協議会条例第4条第1項の規定に基づき、四條畷市文化財保存活用地域計画協議会の委員を委嘱したのでご報告いたします。 別紙の名簿をご覧ください。こちらにつきましては、令和7年3月27日時点の名簿となっております。16人の委員につきましては、学識経験者4人、文化財の管理者1人、文化財の保存活用団体関係者4人、商工団体関係者1人、関係行政機関の職員1人、本市の職員5人で構成しております。委嘱期間につきましては、令和7年3月27日から令和9年3月26日までの2年間でございます。なお、令和7年4月1日付の人事異動により本市職員をはじめ各機関において委員の異動があったことから現在委員の変更手続きを進めており、新たな委員につきましては5月の教育委員会定例会でご報告させていただきます。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」 の声)
木村教育長	それでは、次に移ります。報告第7号 市立四條畷小学校の敷地変更の決定についてを議題といたします。事務局から本件の内容説明を願います。
古市教育総務課長	報告第7号 市立四條畷小学校の敷地変更の決定について、令和6年度に実施した四條畷小学校の境界確定等業務において、当該校用地の実測を行った結果、当初の面積との差が生じたため、四條畷市財務規則第127条第1項の規定に基づき、令和6年度実績として、令和7年3月31日付で財政課へ報告いたしました。学校敷地の変更の決定については、教育長に対する事務委任規則第1条第8号の規定に基づき、本日の教育委員会定例会にて審議いただく予定としておりましたが、令和7年4月22日に開催された議会全員協議会において、公共施設等総合管理計画の改訂の案件にて、該当校の面積変更の答弁を行う可能性があったため、当該校の敷地変更の決定について、教育長に対する事務委任規則第2条第2項の規定に基づき、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がなかったため、教育長をして臨時に代理をしましたので、同規則同条第3項の規定に基づきその内容を報告いたします。なお、変更の内容は資料のとおり、当初面積より900.57㎡面積が増加しております。面積増加の理由は、現在の実測技術が向上したことによるもので、当該校の敷地形状に変更はありません。
木村教育長	本件について、質疑等ございましたらどうぞ。 (「なし」 の声)

木村教育長

それでは、その他の案件に移ります。

古市教育総務課長

教育委員会事務局より教育大綱の改訂にあたり四條畷市教育振興基本計画における見直しの方針を策定いたしましたのでご説明いたします。

まず、1 見直しの趣旨について、本市では、人口減少と併せた少子高齢化の進展、情報化やグローバル化などの社会情勢の大きな変化、頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の世界的流行への対応、さらには人生100年時代や超スマート社会（Society 5.0）の実現に向けて、教育振興ビジョンに基づく取組のさらなる充実と発展をめざし、令和4年1月に「みんなの学びが叶うまち ～生涯 学び 夢 挑戦～」を基本理念とする四條畷市教育振興基本計画を策定しました。その後、令和5年3月には第2次大阪府教育振興基本計画が、令和5年6月には国の第4期教育振興基本計画が定められるという状況にあり、この間も学校のICT環境の整備、教員の働き方改革の進展、いじめや不登校事案の増加、飯盛城跡の国史跡指定等、教育を取り巻く環境や社会情勢は絶えず変化してきています。一方で、市長が定める教育大綱においては、計画期間が令和7年度で終了することから次期教育大綱の策定に向けた準備が進められており、行政施策と連携した文化やスポーツ活動の充実等、生涯学習分野を盛り込む内容での検討が行われる予定です。これらの背景を踏まえ、本計画の基本理念はそのままに、次期教育大綱と整合を図るとともに、基本方針等について国や大阪府の計画を踏まえ、より時代に即した内容に更新することを趣旨に本計画の見直しを検討します。

続き、2 見直しのポイントについてです。本計画の見直しにあたりましては、次の考え方にに基づき検討を行います。1点めは、次期教育大綱との整合です。次期教育大綱の策定に向けた検討が進められますことから、その内容との整合を図ります。2点めは、より時代に即した表現等への更新です。教育を取り巻く環境や社会情勢の変化に応じて、方針や施策等を更新します。3点めは、国等の教育振興基本計画との整合です。本計画策定後に、国及び大阪府の教育振興基本計画が策定されたことから、これら計画との整合を図ります。4点めは、分野別計画等との整合です。本計画策定後に、策定、改訂された関係各課の分野別計画等との整合を図ります。

続き、3 策定体制についてです。教育委員会事務局の次長級から課長級を構成員とする四條畷市教育振興基本計画見直しに関するプロジェクトチームを設置し、計画見直し（素案）（原案）の策定に向けた協議を行います。

続き、4 市民参画についてです。計画策定時には、基本的な考え方をわかりやすく、共感が得られるように示したことをもととし、計画見直し（原案）の決定後には、市民意見公募手続き（パブリックコメント）を実施する予定です。

最後に、5 策定のスケジュールについてです。本日開催の総合教育会議で

(古市教育総務課長)	は、見直し方針の共有及び本計画の検証を行います。その後、6月上旬から中旬にかけて市長部局で行われる該当の児童生徒を対象とした任意方式によるアンケートを参酌しつつ素案(案)を策定。その後、教育委員方々に意見をいただいた上で6月下旬の教育委員会にて素案を確定し、総合教育会議にて、素案の共有、意見交換、7月下旬の総合教育会議にて、原案(案)の共有、意見交換、それを踏まえ7月30日の教育委員会会議にて原案の確定及びパブリックコメントの実施の報告、8月中旬から9月中旬までのパブリックコメントの実施を経て9月下旬の総合教育会議にて、パブリックコメントの結果報告、同月24日の教育委員会会議にて本計画改訂版の策定、10月中旬の総合教育会議にて計画改訂版の共有、以上の流れとなります。 なお、会議の間には、四條畷市教育振興基本計画見直しに関するプロジェクトチームを通じ、関係各課との協議、調整を行い、市長部局と適宜共有を図ってまいります。以上、四條畷市教育振興基本計画における見直しの方針の説明となります。
山本教育長職務代理者	令和4年に教育振興基本計画が策定され、今見直しの方針が説明されました。私自身は本市の教育大綱は非常に子どもたちにとって大人も含めてですが、分かりやすい教育大綱であり、それと整合を図る教育振興基本計画というのは子どもたち自身が自分の学びがどのようになっているかということがすごくわかりやすい計画だと自負をしています。そういう意味で言うと、この計画の基本理念をそのまま引き継いでいただくということについては高く評価できますし、また主人公にある子どもたちに対してアンケートをとるということで、子どもたちの意見も反映できるようなかたちが今後できていくと思いますので、ぜひそういう観点も含めてよろしくお願いします。
木村教育長	最後に私から本日午後から行われる総合教育会議において教育振興基本計画のふり返りについて資料を用意しておりますのでご覧ください。 教育大綱と教育振興基本計画につきましては不可分一体の関係にあります。それぞれが共有する中、この計画をそれぞれが今年度見直すというタイミングになっております。 資料2ページをご覧ください。教育大綱につきましては、令和2年10月に策定されました。そして3ページめ、教育振興基本計画につきましては、令和4年1月に策定されています。4ページめをご覧ください。令和7年度は教育大綱の計画最終年度でありかつ教育振興基本計画を見直す時期となっています。特に教育大綱につきましては、総合教育会議はもとより市長の諮問機関でもある未来教育会議でもそのふり返りが行われるということになっておりますので、その際に参照するこの間の学校の学校教育の様子について私の方から資料でふり返ってみたいと思っております。 まず基本方針1こどもの“やってみよう”を伸ばす教育、こちら写真にも

(木村教育長)	ありますように、総合的な学習の時間、キャリア教育、6ページにおきましては、互いの良さを認め合う掲示の工夫など、なりたい自分になるためのということで集団づくりの観点について学校等でしっかり取り組んでおります。 基本方針2 こどもの“やってみたい”が叶う環境につきましては学校の環境ということでパソコンであったり水泳指導を民間委託したりであったり、8ページめ、まず環境とすると、学校の先生と子どもたちが楽しく関わる、先生も大きな関係の1つだと思っています。そして日常生活の授業がすごく大事になってくるとしています。 続いて9ページめ基本方針3 教職員が“学び支え合える”学校につきましては、先生たちは本当に研修を受けどのようであれば授業が子どもたちにとって生きる力が育めるのかということで研究を深め続けております。また10ページめにつきましては、教育委員会による接遇研修であったり、また昨年度は確かな学びということで大阪府の授業を受けまして、市域へだけでなく府域へ四條畷市の取組を発信する授業公開等を行っております。 基本方式4 福祉と教育の“切れめない”支援につきましては、福祉協議会の方々との連携であったり、教育支援センター（教育支援ルーム）の連携、また専門的なスタッフや主任児童委員、民生委員さんとの連絡会等において、福祉との連携を図っております。 そして最後、基本方針5 おせっかいが活きる“共同体”、こちらは地域との連携ということで、様々な取組が学校の中でなされております。14ページにおきましては地域人材を活用した部活動指導員また安全協議会の方々との合同防犯訓練に取り組んでおります。 そして教育委員会が示す教育振興基本計画の指標につきましては、令和3年度を基準値として掲載をしておりますが、その数値がこの予定期間でどうなったのかということをお示しさせていただいております。まず1つめとして、自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合についてです。令和3年度から徐々にその割合が高まっていることが分かります。2つめの指標として、人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒について、こちらは令和4年度にかけまして一度数値は落ちているのですが、令和6年度には回復傾向であり、令和3年度と比較すると小中ともに数値は上がっている状況でございます。3つめの指標として、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合です。小学校については増加傾向、中学校については増減を繰り返しているような状況にあります。この後、先ほど古市課長からもありましたように、教育委員会の教育振興基本計画の改訂につきましては、以下のようなスケジュールで取り組んでまいることになっております。 私の経験から3、4年間をふり返らせていただきました。もしよければ教育委員さん、このスライド等から何か指標も含めまして、何か補足説明等ありましたらお願いします。こちらの資料につきましては、午後から行われる
----------------	---

(木村教育長)	総合教育会議の中で、スライドショーとして私の方から発表させていただこうと思っていますのでよろしくお願いします。またその時には、いろいろ意見等をお願いしたいと思います。
木村教育長	他にございますか。
木村教育長	(「なし」 の声)
	それでは、本日予定の案件の審議は、すべて終了しました。 これをもって、定例会を閉会いたします。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月6日

四條畷市教育委員会教育長 木村 実

四條畷市教育委員会委員 山本 博資